

## 議案第 65 号

### 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,100円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p>

方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第

7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければな

第23条の2 (略)

らない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例（第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。